

## VI—1 使用後リネンの取り扱い

### 1 使用済みリネン取り扱いの原則

使用済みリネンは有機物とともに汚れている。血液や体液、排泄物、分泌物等が付着している場合は、感染の潜在的危険があると考えられる。使用済みリネンのうち、血液や体液等が付着しているリネンを「特別リネン」、その他のリネンを「一般リネン」として取り扱う。また、使用済みリネンの処理方法には周囲への微生物の伝播を防ぐために、周囲の患者や環境を汚染しないよう注意して取り扱わなければならない。

### 2 使用済みリネン交換時の注意

- (1) リネン交換時はマスクを着用する。
- (2) 使用済みリネンを抱きかかえない。
- (3) 使用済みのリネンは床に落とさず、ランドリーバッグへ入れ搬送する。
- (4) リネン交換時は埃を立てないように静かに取り扱う。
- (5) リネン交換後30分間程度は埃が浮遊しているため、カテーテル挿入等の清潔処置をしない。
- (6) ランドリーバッグ使用後はフタあるいは清潔なリネンをバッグ上部にかける。
- (7) カーテンは目に見えて汚染がない限り交換を必要としない。

### 3 特別リネンの取り扱い

- (1) 特別リネンとは
  - ① 血液、体液、排泄物等で肉眼的に汚染されているリネン
  - ② 結核患者が使用し、痰の付着があるリネン
  - ③ 疥癬・しらみ等の害虫汚染リネン
  - ④ MRSA等の耐性菌検出患者が使用したリネンであっても、上記①に該当しなければ一般リネンとして取り扱う。
- (2) 特別リネンの取り扱い
  - ① リネン交換時は手袋、エプロン、マスクを着用し汚染拡大に注意する。
  - ② リネンは床に落とさず、すぐに黄色ビニール袋入れ、密閉する。
  - ③ 指定伝票にリネンの種類を記載し搬送する。  
※ リネンを広げて数を数えるなど汚染を周囲に拡大するような行為は行わない。  
特別リネン用ランドリーボックスへ入れる。

